平成２３年（フ）第９号
福岡県遠賀郡岡垣町大字山田934番地１
債務者　内本　俊澄
１　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４２号
北九州市八幡西区高江４丁目13番７号
債務者　山本　映子（旧姓仲上）
１　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５６号
北九州市八幡西区菅原町３番23―103号
債務者　古池　律子
１　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８４号
北九州市若松区本町３丁目７番25―103号
債務者　末本　芳弘
１　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６号
佐賀市神園２丁目６番43号
債務者　前山　文香
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１号
宮崎県都城市牟田町７街区18号　ミューズコート304、前住所鹿児島県霧島市隼人町姫城794番地７　稲荷借家
債務者　平山真由美（旧姓萬崎）
１　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第６１号
沖縄県名護市大北３丁目16番１―２―206号　大北団地
債務者　長嶺　華子
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第２号
沖縄県国頭郡本部町字辺名地1504番地
債務者　柏本　昌律
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第９号
神奈川県横須賀市三春町５丁目68番地11
債務者　小松亜矢子
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第５号
長野県上田市小泉663番地
債務者　宮前　憲一
１　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１１号
長野県上田市下之郷154番地６　ウインテックＭ２Ｂ号
債務者　山本里つ子（旧姓西野入）
１　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２７９号
神戸市西区伊川谷町有瀬1086―６―102、住民票上の住所神戸市西区玉津町出合56番地
債務者　池内　慎晃
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４７１号
兵庫県明石市藤江1961番地の１　レオパレス西藤江202号
債務者　白石　香織
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５１５号
兵庫県明石市大久保町高丘６丁目13番地の14
債務者　川元　幸子
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第６号
兵庫県明石市貴崎４丁目３番３―204号、旧住所兵庫県姫路市北原567番地２　シャトーベルソ201
債務者　管　　友彦
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
兵庫県明石市大久保町大窪2489番地　県住７棟304号
債務者　大西かおり
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
神戸市西区玉津町高津橋742番地の20
債務者　田幡　展朗
１　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係